

メンバー会員規約

【名称及び所在地】

第1条 本ジムの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本ジム」といいます)

【運営】

第2条 本ジムの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の取受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社船橋ロックイが行います。

【目的】

第3条 本ジムは、入会されたメンバーが本ジム内でのクライミングを通して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、豊かな人生を育むことを目的とします。

【入会資格】

第4条 ①本ジムに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下メンバーシップ会員ならびにデユース会員を「メンバー」といいます)

②暴力団構成員、メンバーの円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジムが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

【メンバーの種類】

第5条 本ジムのメンバー種類及び各要件は別に（HP 料金ページ）定める通りです。

【入会手続き】

第6条 ①本ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約に定める危険負担と本ジムの免責につき同意するものとします。

【メンバーシップ入会金とデユース会員登録料】

第7条 メンバーは、本ジムの定める入会金または会員登録料を、所定の方法で本ジムに支払わなければならない。なお、当該料金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金または会員登録料は返還しません。

【資格停止及び除名】

第8条 本ジムは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 本ジムの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
- 四 本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 他メンバーを含む第三者や施設スタッフ、本ジムの講師、中傷したとき。
- 十 その他本ジムが、社会通念に照らし、本ジムメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

【メンバー資格の喪失】

第9条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

【メンバー資格の譲渡禁止】

第10条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

【メンバーシップ会員会費等の支払】

第11条 メンバーシップ会員は、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。月会費は、メンバーが本ジムのメンバー資格を有する限り、現実本ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。指定口座より振替えができなかった場合、来店時に該当料金を支払わなければ施設を利用することはできません。その際、事務手数料として500円（税抜）を別途支払わなければならない。

【メンバー種類の変更】

第12条 メンバーシップ会員は、所定のプラン変更届を提出することにより、当日よりメンバー種類を変更することができます。その際、当月ならびに翌月分の差額を所定の方法で支払わなければならない。入会月にプラン変更を行う場合、差額分の計算は初月日割りは考慮されません。変更後の料金での振替は翌々月分扱いになります。また、現在契約しているプランより安いプランに変更する場合は、当日より変更するか支払った期間までは現在のプランを保持するか選ぶことができるものとする。2020年2月29日以前に入会されたメンバーがプラン変更を行う際は、金額の増減に関わらず、当日より変更するか支払った期間までは現在のプランを保持するか選ぶことができるものとする。

【退会】

第13条 メンバーシップ会員は、各月の末日までに本ジムに所定の退会届を提出することにより、翌月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。末日を過ぎた場合は、本ジムの事務手続き上、翌々月末日扱いになります。なお、本ジムが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。また、メンバーは本ジムに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。
※入会翌月末までに退会する場合は、初月無料期間を考慮せず入会月の翌月末でメンバー

シップ会員を退会扱いとなります。その場合、入会日に応じた差額分の返金は発生しないものとします。

※3ヶ月継続利用で入会金無料の制度をご利用の場合、初回の振替を待たずに退会しても初回の振替は行われます。指定口座より振替ができなかった場合も支払い義務が発生します。※退会日より3ヶ月間は再入会することができません。

【デユースの利用制限】

第14条 本ジムは必要に応じてデユースの入場制限をすることができるものとします。なお、デユースの料金、その他に関する規則は別に本ジムが定めます。

【休業】

第15条 本ジムは、季節休業のほか、諸施設の補修、大会会場整備、その他本ジムの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに当社ホームページにて告知します。但し、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

【施設の廃止・利用制限等】

第16条 ①本ジムは、次の事由により本ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。この場合、メンバーシップ会員に対する補償はいたしません。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- 六 ルートセットのとき。

②本ジムは、施設を利用してスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の該当エリアは原則として利用できないものとします。この場合、メンバーシップ会員に対する補償はいたしません。

③各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

【メンバーの利用及び事故】

第17条 ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
②本ジムは、メンバーが本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。メンバー同士の本ジム内外でのトラブルについても同様とします。
③メンバーは、本ジムにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

【損害賠償責任免責】

第18条 ①メンバーが本ジムの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本ジムは、本ジムに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
②メンバー同士の間で生じた係争やトラブルについても、本ジムは、本ジムに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

【変更事項】

第19条 メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

【諸費用の改定】

第20条 本ジムは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本ジムは改定日の2週間以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

【細則】

第21条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本ジムが定めるものとします。

【改定】

第22条 本規約の改定及び変更は本ジムにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本ジムが本規約の改定及び変更を行うときは当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

【附則】

第23条 本規約は2019年7月1日より施行します。

【名称及び所在地】

名称：株式会社船橋ロックイ
所在地：東京都港区港南5丁目4-38-103